

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和6年10月2日（水）10時00分から11時00分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 402・403会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 春名 雅行	
委 員 氏 名	（出席者） 春名雅行、中津恵美子、尾崎里実、 飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し
事 務 局 氏 名	総務部 砂町部長、堀次長 総務部総務課 菅野次長、前野主査、勝部主事 議会事務局 谷本局長、岸元課長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ①特別職へ地域手当の支給は行わない ②期末手当の支給率改定については、審議会での審議は行わず人事 院勧告に伴う国の決定どおり改定できる旨の答申を行う	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認	（委員長等） _____ 春名 雅行 _____	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	1. 市長あいさつ 2. 委員の紹介 3. 会長及び職務代理者の選出 4. 諮問及び諮問の趣旨説明 5. 資料説明及び質疑応答、審議 (事前配布資料、当日配布資料の説明)
会長	事務局から説明がありました。今の資料の説明について、質問がありましたらお願いします。今年度は、期末手当の支給割合についての諮問となっていますが、地域手当についても説明がありました。過去に調整手当を廃止した審議会の結果も踏まえた説明がありましたが、この2点について何か御意見等ありましたらよろしくお願いします。手当の支給割合や調整手当の説明について御意見ありませんか。
委員	だいたい理解できました。
委員	説明どおりでお願いしたいと思います。
委員	同じ意見です。
委員	昨年は0.1か月期末手当を上げると決めたと思うのですが、市長さん、三役さんは、それを実行しないでそのままということですよ。
事務局	市長についてはそれより以前に、今の任期中はボーナス等を上げないということを条例上で規定していますが、条例の本則では引き上げしていますので、来年の任期が終わって令和7年6月以降のボーナスの支給、これはどなたが市長になられても条例で引き上げられた支給率で支給されるということで、今の任期中に三役は引き上げないということになっています。昨年度、議会議員についても、市のほうでは0.1か月引き上げるということで提案させていただきましたが、議会で協議をされて、条例の本則は上げますが自分たちの任期中、同じく来年の5月までは今の議会議員も任期中は引き上げないということを決定しておられます。三役と同じように令和7年6月以降については、昨年度答申いただきました0.1か月支給率が上がった状態での条例改正が行われています。

委員	今の説明でよく分かりました。あと、議員さんが2人ほど病欠で、資料にも、A B C Dと書いてある中にも出てきていないですね。議会に全く出ていないということだと思うのですが、人数を数えても正式な議員さんの人数が入っていないので、この方について報酬は皆さんと同じように出ていますか。
事務局	人数と欠席の状況ですが、定員は条例上現在16名です。原因としては、お亡くなりになられたり辞職がありましたので、現議員の14名の状況を示したものになっております。ただ議員の中で病気になられたこともこの1年間の中にありました。その分については出席されていないところがありますのでカウントしておりません。欠席されていますので実際に出られた数字になっています。長期にわたって欠席されている方はいらっしゃいませんが議会のルールとして、長期欠席、一定期間欠席された場合は報酬をカットするという条例も制定していますが、現在対象者はいません。
会長	ほかに意見がないようでしたら、次第の6に移っていききたいと思います。確認事項等について、事務局からお願いします。
事務局	昨年度の第3回目の審議会になりますが、資料93ページの中段あたりで、「期末手当の支給割合だけに関する審議であれば、特に審議する必要はなく人事院勧告どおりの改定を行ってもいいのではないか」という御意見がありました。こちらについては、市としても過去からいただいております貴重なご意見と捉えており、特別職報酬等審議会の答申をしていただく中で、「人事院勧告に伴う国の決定どおり期末手当の支給率を改定する場合は、審議会への諮問及び審議会からの答申を経ずに条例改正をする方が効率的であると考えているので検討いただきたい」という趣旨を答申の中に盛り込んでいくということになれば、市として特別職報酬等審議会条例の改正も含めて検討していく流れとなります。今後、人事院勧告に伴う国の決定どおりの期末手当支給率の改正のみ行う場合は、過去からの審議会のご意見を尊重するとともに、審議会の御負担を軽減させていただく必要があるとも考えますが、そのあたりも審議いただけますでしょうか。
会長	御意見ありませんか。
委員	要するに人事院勧告に伴う国の決定どおりに期末手当の支給率を改正する場合は会議をしないということですよ。市のほうに一任します、という理解でいいのか。

事務局	市としてそのようにしていただきたいということではなく、以前は人事院勧告に伴う国の決定どおり条例改正しておりましたが、議会から人事院勧告に伴う国の決定どおりのボーナスアップについても審議会の意見を聞くべきなのではないかという意見が過去にあったことから、毎年人勧で答申があれば、それに準じるかどうかということを審議会に諮ってきたという経緯があります。ただし、人事院勧告については国が国家公務員について勧告するものですが、都道府県や政令指定都市等についてはそれぞれで人事委員会が設置されております。それぞれの人事委員会が独自で調査を行って、県職員や市職員のボーナスや給料を引き上げるかどうかについて勧告されますが、それ以外の市町村には人事委員会が設置されていないため管内の民間の調査をすることもできませんし、基本的には国に準じている現状があります。そのため宍粟市は審議会に諮ってきたわけですが、審議会に諮ってもなかなかこの審議会の中で調査するというのも難しいですし、感覚的なところでしか審議していただけない部分もあります。過去には何か検討する資料はないのか、感覚からいうとなかなか景気回復してないのではないかと、いくら国が引き上げると言っても、感覚的に景気は上がってないのではないかとというような意見もありました。例えば、課税資料をもとに前年度と今年度を比較したとき、課税資料個々の部分の分析はできませんが、課税者、納税者 1 人当たりの所得額は上がっていた、感覚的には景気の回復は見られないですが、そのときには所得額は上がっているというような状況もあります。それはあくまでも何が原因で所得額が上がっていたのかは分かりませんが、そういったことぐらいしか市でも分析のしようがない現状があります。今後、人事院勧告に伴う期末手当支給率についてやはり協議を毎回するべきなのか、昨年度は人事院勧告どおりでもいいのではないかとというような御意見も頂きましたが、そのことは答申にまでは反映することにはなっておりませんでした。基本的に市としては人事院勧告どおりの期末手当支給率の改定であっても毎回諮問するという事で今年度も諮問させていただいておりますが、諮問するべきだということをお考えであればこれまでどおり諮問及び答申の手続きをさせていただくこととなります。また、審議会で人事院勧告どおりの期末手当支給率の改定だけの場合は基本的には国の決定に準じるべきではないかという内容を答申に盛り込むというお考えであれば、その答申を基に今後、市のほうで審議会の答申を尊重し対応させていただきたいと思っています。
会長	よろしいですか。はい、どうぞ。

委員	いま事務局から御説明があったように、なかなか人事院勧告以上の資料を独自に集めたり作るのは難しいと思いますし、人事院勧告に準じてやる場合、会議は省略していただいてもいいのかなと思います。ただ、人事院勧告以上のベースアップや賃上げをする場合は、やはり審議会から何らかの意見やそれなりの根拠もないと、人事院勧告以上の賃上げは難しいということ的前提に、何かそういう理由、人事院勧告に準じて改定する場合は審議会の手続きは省略する、簡素化するような形で対応されてみてはどうでしょうか。
会長	他の委員さんで期末手当の改正のみの審議について意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。
委員	はい。先ほどの意見と同じですが、人事院勧告はこちらのほうで調べていただいている状況だと思いますし、今、物価高とかいろいろあって、そういうことも含めて、人事院が決めた数字だと思いますので、同じように人事院勧告に準じて市で対応すればいいと思います。
委員	私も同じ意見です。
委員	私も同じ意見です。
会長	全委員が同じ意見、特に、人事院勧告どおりの期末手当支給率の改正のみの審議については省略といいますか、審議会の諮問及び答申の手続きを経ずに市のほうで進めていただくということでお願いします。閉会のほうへ移らせていただいてもいいでしょうか。
事務局	事務局から最終的な確認ですが、委員さんからいろいろ御意見を頂きまして、まず、昨年度の後半の会議のほうで御意見を頂きました、「期末手当の割合だけを審議する 2 年に 1 回の年については、人事院勧告の資料に基づいた勧告が出されるのであれば」という御意見が多かったので、「人事院勧告どおりの期末手当の支給割合の改定のみを審議する年については、審議会の開催は省略でいいのではないか」ということだったかと思います。それから、今年度、新たに人事院勧告に含まれている地域手当については、平成 17 年度までは三役にも支給されておりました調整手当について、平成 17 年度の審議会の手続きを経て平成 17 年 9 月をもって廃止した、特別職には支給しないということになっております。そういう経緯も踏まえて、「地域手当についても特別職は対象にしない」という御意見だったと思います。

	実は、一般職に地域手当が出るようになると、給与の月額に地域手当を加えた額が期末手当などの基礎額になります。先ほどの御意見をまとめると、特別職には地域手当の支給がありませんので、今の給料月額または議会議員の報酬月額をベースに基礎額を算定することになるということで整理をしていきたいと思います。それから、今年度は期末手当の支給割合のみということで、今日審議していただいた部分でほぼ意見も出ておりますので、事務局のほうから、もし 2 回目の会議がある場合は皆さんの日程調整をさせていただいたのですが、もし、今日の議論の内容でまとめて 2 回目の審議会は不要という判断を頂ければ、今回、第 1 回目の会議で、今年度の特別職報酬審議会については終了させていただいたらどうかと思いますので、そのこともあらためて御意見いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
会長	2 回目の委員会について、どうするかという意見を求められています。いかがでしょうか。
事務局	地域手当のこと等もありますので、諮問書の案、答申書の案を確認頂くためにもお集まり頂くということもひとつの案ですし、諮問書の案については、例えば郵送等で確認頂いて意見がある場合には調整をさせていただいて 2 回目の審議会は無しにするということでも結構です。今回新たに地域手当という部分を出すか出さないかいうところもありますので、その辺りは御協議頂けたらと思います。
会長	答申の内容について 2 回目で確認するというのでしょうか。
事務局	そういう方法もありますし、答申は今日の審議の方向で事務局のほうでまとめさせて頂き、会議を開かずに内容だけ確認頂いたことも過去にありますので、委員さん方で御協議頂ければと思います。事務局としてはどちらでも対応させていただきます。
会長	いかがですか。
委員	まだ時間もありますし、今、御説明頂いたことをこの場で確認させていただいて、それで決められるようでしたら新たに集まる必要もないと思いますが、いかがでしょうか。
委員	それでいいと思います。郵送はしなくてはならないものですか。郵送も

	無しにできるということですか。
事務局	特に手順として何か決まったものはないのですが、この後の流れとしては、今回、審議頂いた内容を答申書にまとめて日程調整した上で、市長に諮問に対する答申を渡していただくようになります。大まかな意見としては先ほど確認させていただいた内容で特に意見の相違はなかったので、事務局でまとめさせていただきますが、例えば皆さんにもう 1 回集まっただいてこの場で確認していただく場合もありますし、それぞれの委員さんに中身を確認していただいて、この語句はこういう言い方にした方がいいのではないか、ニュアンス的なところで変えたほうがいいのではないか、というところを確認していただいた上で、最終の答申書にまとめる手続きをとることもできますので、どちらがいいかというところになります。
委員	改めて集まるというより、皆が確認して返信するんですね。意見があれば言うということだと思います。
会長	そういった意見ですので、書面で答申の内容を確認し、ここの文言は、というのがもしありましたら、事務局へ連絡していただいて、事務局で対処していただくということをお願いしたいと思います。
事務局	それでは、今回頂いた内容で事務局のほうで一旦、答申書の案を作成しますので、それを委員の皆さんに確認頂いて調整した上で決定するということが進めていきたいと思います。答申書の中に「本日議論頂きました期末手当のみの改正を行う場合について、人事院勧告どおりの支給率で改定するのであれば審議会を開催して議論する必要はない」という趣旨も記載させていただきたいと思っています。それから、これはもう少し後の話になりますが、いよいよ最終的に答申書の案が固まりましたら、どういう形で市長に渡してもらうか、皆さんで日程調整して集まって渡してもらうやり方、会長さんに一任という形で会長さんが代表して市長にお渡し頂く、渡し方のところだけ最後に確認頂けたらと思います。
委員	前もそうだったのですが、5 人が集まって市長さんとの日程調整も難しいと思いますので、会長さんでお願いしたいと思います。
会長	私が代表して、答申を市長にお渡しするということでもいいでしょうか。
委員	はい（委員全員）

会長	分かりました。それでは、本日の会議は終了させていただきます。職務代理者の中津委員、閉会の挨拶をお願いします。
委員	7. 閉会 それでは第1回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会します。